

## 平成28年度 授業シラバスの詳細内容

科目名(英)	建築法規2 (Building Laws and Regulations 2)		授業コード	L100251
担当教員名	菅 雅幸、野下 裕幸		科目ナンバリングコード	L31002
配当学年	3	開講期	前期	
必修・選択区分	建築コース(コース選択必修) インテリアデザインコース(選択) 地域・環境創生コース(選択)	単位数	2	
履修上の注意または履修条件	法令は毎年改正されるので、法令集は最新のを準備してください。			
受講心得	講義は法令集の解説を主として進行します。用語や法文を簡潔に要約し図解等で解説を行うのでノートをきちんととるようにしてください。			
教科書	基本建築基準法関係法令集(建築資料研究社)建築技術研究会編			
参考文献及び指定図書	初めての建築法規 <建築のテキスト>編集委員会 (学芸出版社)			
関連科目	建築法規1			

授業の目的	建築物は集合して都市を形成します。建築法規1で学んだいわゆる単体規程に対し、この講義では、集団規定について学びます。
授業の概要	都市を形成する建築物の安全性はどうあるべきか、ここでは都市計画区域内における建築物の道路との関係、用途、形態、密度等建築物の集団的な規則について解説します。また、同法以外の建築関係法規のうち重要なものについてその概要を解説します。

○授業計画	
学修内容	学修課題(予習・復習)
<b>第1週：道路と敷地</b> 建築物を建築する場合、敷地は必ず道路に接していなければなりません。ここでは幅員4メートル以上の道路と4メートル未満の道路について解説します。幅員の測り方、法令上の道路の定義と道路幅員、接道義務、みなし道路、道路内の建築制限、壁面線の指定と建築制限について解説します。さらに本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。	配付資料 演習課題
<b>第2週：用途地域</b> 都市計画区域の区分(市街化区域と市街化調整区域)についての説明を行います。市街化区域内に定められる各用途地域の性格について住居系、商業系、工業系にわけて解説します。その他良好な市街地環境をつくるための地域や地区についてその意義と性格について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。	配付資料 演習課題
<b>第3週：用途地域内の建築制限</b> 用途地域内の建築制限について、その意義と性格を法別表第二のよみ方を説明します。建築することができる建築物と建築してはならない建築物の列記について解説を行います。用途制限について用途別に総合的に説明します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。	配付資料 演習課題
<b>第4週：防火区域</b> 防火地域・準防火地域は市街地における火災の拡大を防ぐために、都市計画で定められています。地域内の建築物は規模等によって一定の防火性能を有する建築物とすよう定められています。防火地域内の建築制限および準防火地域内の建築制限について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。	配付資料 演習課題
<b>第5週：建ぺい率</b>	

<p>建築面積の敷地面積に対する割合について用途地域ごとにその違いを解説します。建ぺい率の緩和措置、適用除外等について解説します。敷地が建ぺい率の異なる地域・地区にわたる場合を例題に用いてその敷地に建築できる建築面積の最大限度を算出し解説します。第1回～第6回の授業内容について課題を出します。またそのテストの模範解答を行い、解説します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第6週：容積率(1)</b></p> <p>容積率は土地の有効かつ高度な利用、市街地の良好な環境保全のための規制です。建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。容積率の限度は指定容積率と前面道路幅員による容積率のうちいずれか厳しい値を容積率の限度とします。その基本的な算定基準について解説し演習を行います。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第7週：容積率(2)</b></p> <p>敷地が2以上の用途地域に渡る場合の容積率の限度と延べ面積の算出、特定道路に接続する道路に接する敷地の容積率の緩和規定について例題を交えながら延べ面積と容積率の算定方法を理解させます。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第8週：高さ制限(1)絶対高さの制限と道路斜線制限</b></p> <p>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域内における建築物の高さ制限について解説します。絶対高さの説明、適用の除外について説明します。道路斜線制限の原則として別表第三のよみ方を説明します。また制限の緩和についても説明します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第9週：高さ制限(2)隣地斜線制限と北側斜線制限</b></p> <p>隣地境界線から建物の部分までの距離によって建物の高さが制限されることを理解します。住居系と商・工業系の違いについて解説します。また北側斜線制限の原則および制限の緩和について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第10週：高さ制限(3)日影規制高さ制限</b></p> <p>日影規制の適用について別表第四のよみ方を説明しながら解説を行います。対象区域、対象建築物、日影の測定時間、測定面、測定範囲等について解説を行います。また制限の緩和について解説を行います。第7回～第11回の授業の内容についてテストを行います。またテストの模範解答を行い、解説します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第11週：確認申請と許可</b></p> <p>一定の範囲を超える建築物(規模、用途、構造、階数、工事の種類等)には確認申請が義務付けられています。確認申請を必要とする建築物を法別表第一から把握します。また確認申請の処理過程と確認期間を解説します。建築許可、認定と認可の違いについて説明します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第12週：建築基準法関連法規</b></p> <p>建築基準法に関連する各種法令の概要を解説します。消防法、ハートビル法、住宅品質確保法、耐震改修促進法、建築士法、建設業法その他の法規等についてその概要を説明します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第13週：関連法令(1)</b></p> <p>以下、宅建に関する法令上の制限の中から必要な法令について解説を行います。都市計画法の中から都市計画区域の指定、都市計画の内容、都市計画の決定について解説します。また開発行為等の規制、都市計画制限・都市計画事業について解説します。本時の理解度をチェックするため授業内容について課題を出します。</p>	<p>配付資料 演習課題 課題の時間 60分</p>
<p><b>第14週：関連法令(2)</b></p> <p>宅地造成等規制法の中から用語の定義(宅地、宅地造成)、宅地造成工事規制区域の指定、工事の許可、工事等の届出について解説します。国土利用計画法の中から土地に関する権利の移転等に関する許可制・届出制について解説します。土地区画整理法の中から土地区画整理事業について解説します。農地法の3条、4条、5条等の解説をします。第12回～第15回の授業内容についてテストを行います。またテストの範囲解答を行い、解説します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第15週：自己点検授業</b></p> <p>授業で学習した内容の総括を行い、学生自身に学習達成の程度を自己点検させます。学習目標が達成されているかを、個々の学生の成績評価を示して説明します。</p>	<p>配付資料 演習課題</p>
<p><b>第16週：期末試験</b></p>	

試験時間は60分。  
法令集・実習課題の持込可能です。

授業の運営方法	(1) 授業の形式	「講義形式」
	(2) 複数担当の場合の方式	「共同担当方式」
	(3) アクティブ・ラーニング	「アクティブ・ラーニング科目」
地域志向科目	カテゴリー Ⅲ：地域における課題解決に必要な知識を修得する科目	
備考		

○単位を修得するために達成すべき到達目標

【関心・意欲・態度】	授業に欠席したり、遅刻・早退せずに、意欲的に取り組んだ場合、評価の対象とします。
【知識・理解】	毎回の実習課題への取り組みや期末試験にて、講義の内容を理解できているかの判断をします。
【技能・表現・コミュニケーション】	講義において、グループによる課題の検討(実習)に取り組んでもらいます。積極的にメンバー間で問題可決への取り組みを期待します。
【思考・判断・創造】	正しく法令集から関連する法規を見つけ、法に則した住宅設計に関し反映できるかの評価を行います。

○成績評価基準(合計100点)

○成績評価基準(合計100点)			合計欄	100点
到達目標の各観点と成績評価方法の関係および配点	期末試験・中間確認等(テスト)	レポート・作品等(提出物)	発表・その他(無形成果)	
【関心・意欲・態度】 ※「学修に取り組む姿勢・意欲」を含む。			15点	
【知識・理解】 ※「専門能力(知識の獲得)」を含む。	25点			
【技能・表現・コミュニケーション】 ※「専門能力(知識の活用)」「チームで働く力」「前に踏み出す力」を含む。		25点	10点	
【思考・判断・創造】 ※「考え抜く力」を含む。	25点			

(「人間力」について)

※以上の観点到、「こころの力」(自己の能力を最大限に発揮するとともに、「自分自身」「他者」「自然」「文化」等との望ましい関係を築き、人格の向上を目指す能力)と「職業能力」(職業観、読解力、論理的思考、表現能力など、産業界の一員となり地域・社会に貢献するために必要な能力)を加えた能力が「人間力」です。

○配点の明確でない成績評価方法における評価の実施方法と達成水準の目安

成績評価方法	評価の実施方法と達成水準の目安
レポート・作品等(提出物)	理解度を高める目的で、実習をグループ形式で行います。積極的に意見の交換を行っていただき、成果を提出します。日々の集中力、取り組みの姿勢を評価します。
発表・その他(無形成果)	授業に欠席したり、遅刻・早退せずに、意欲的に取り組んだ場合、評価の対象とします。課題により、グループでの発表を予定しています。結果だけではなく、考察成果、プレゼン力も評価に加算します。